

## 銀行等のカードローンに対する総量規制強化を求める意見書

金融庁 長官 森 信親 殿  
政党 代表者 各位  
一般社団法人全国銀行協会 御中

全国青年司法書士協議会  
会 長 広瀬 隆  
東京都新宿区四谷2-8 岡本ビル5階  
TEL03-3359-3513 FAX03-3359-3527  
URL <http://www.zenseishi.com/>

全国青年司法書士協議会（以下「当協議会」という。）は、全国の青年司法書士約2,700名で構成され、「市民の権利擁護及び法制度の発展に努め、もって社会正義の実現に寄与すること」を目的とする団体である。当協議会は、多重債務問題の抜本的解決のため、下記のとおり意見を表明する。

### 第1 意見の趣旨

1. 貸金業法改正等により、銀行等が個人向けカードローン融資を行うにあたり、貸金業者が融資の保証会社となる場合には、その保証金額を自社貸付金額と同様に、総量規制の対象とすべきである。
2. 貸金業法の総量規制の理念を踏まえ、銀行等の個人向けカードローン融資についても総量規制の対象とすべきである。

### 第2 意見の理由

#### 1. 多重債務問題の再燃

最高裁の司法統計によると、平成28年には自己破産の申立件数が前年比781件増（1.2%増）の6万4637件となり、13年ぶりに前年を上回り、増加に転じている。これまで、自己破産が減少を続けてきた背景には、かつて「多重債務者」の増加が深刻な社会問題となったため、平成18年12月に改正貸金業法が成立し、貸付総額を利用者の年収の3分の1までに制限する、いわゆる「総量規制」が導入され、その他貸金業者に対する規制が強化されたことがある。ところが、一方で、総量規制が導入された平成22年6月以降、総量規制の対象とならない銀行等の個人向けカードローンの残高が急速に増加し、平成28年末には約5.4兆円となっており、こうした動きが自己破産の増加につながったものと考えられる。

#### 2. 総量規制の潜脱的貸付

こうした銀行カードローンの貸付の背景には、貸金業者による保証が深く関わっている。つまり、総量規制の適用とならない銀行等のカードローンについて、貸金業者が保証を行

う形をとり、貸金業者が名目上「保証」をするための審査という形で実質的には審査を行い、利用者が支払いを延滞した場合には銀行に直ちに代位弁済し、その後の債務者に対する取立ては貸金業者が全て行うというものであり、その実質は、貸金業者による貸付と同視できるものである。これは、総量規制の潜脱的貸付と評価ができる。

### 3. 総量規制の本来の目的

そもそも改正貸金業法において、総量規制が導入されたのは、収入と債務の総額のバランスを考慮し、収入に比してどの程度までが多重債務に陥らない借入れなのかが検討された結果である。

自己破産申立件数が増加に転じた以上、多重債務問題の抜本的解決という本来の目的を達成するためには、銀行等が個人向けカードローン融資を行うにあたり、貸金業者が融資の保証会社となる場合、その保証金額を貸金業者の自社貸付金額と同様に、総量規制の対象とすべきである。

これは貸金業法改正により直ちに行うべきである。

### 4. 業界の自主的対応の限界

自己破産申立件数の増加転化が社会問題化した結果、平成29年3月16日には全国銀行協会から「銀行による消費者向け貸付に係る申し合わせ」と題した文書にて、『銀行による消費者向け貸付けについては、改正貸金業法の適用対象外であるものの、金融庁の「主要行等向けの総合的な監督指針」、「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」等において、同法における多重債務の発生抑制の趣旨や顧客保護等の観点を踏まえた態勢の整備が求められている。また、同指針では、貸金業者による保証を付した銀行による貸付についても、顧客保護やリスク管理の観点から、同様の態勢整備が求められている。』ことを確認し、1.「配慮に欠けた広告・宣伝の抑制」、2.「健全な消費者金融市場の形成に向けた審査態勢等の整備」について「努める」としている。

ただ、これは努力義務に留まり、会員銀行間に何らかの拘束力のある義務を課すものではなく、実効性に乏しいと言わざるを得ない。

よって、自主規制の効果には疑問があると言わざるを得ず、法規制によるべきである。

### 5. 総量規制の対象に、銀行本来の役割を

また、多重債務の原因となる借入れという面で見えた場合、総量規制の対象とする借入先を貸金業者に限る理由には乏しく、銀行等の個人向けカードローンも総量規制の対象とすべきである。現に、総量規制の対象となる貸金業者からの借入れ後に、総量規制外の銀行の「おまとめ」を利用することで、貸金業者から新たな借入れができることが問題点として指摘されており、近時の多重債務相談にはそういった事例も多く寄せられている。

なお、昨今の不況により、実際に生活困窮のために銀行に借入れに訪れる市民も少なくないはずであるが、各銀行の窓口が総量規制を前提に、真摯に貸付可能か審査を行う体制が整えば、総量規制により貸付ができない場合に、早期に多重債務の相談や状況に応じて福祉貸付やセーフティネットなどの案内をするなどにより地域に根差した銀行としての本来の役割を發揮できるものと思料される。

よって、当協議会は意見書の趣旨記載のとおり意見する。

以上